

議案第35号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令（平成26
年政令第213号。以下「令」という。）」を加え、同条第2項中第4号を第
6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1
項第2号に規定する所得割の額（別に定める法令の規定を適用しないで計
算した額とする。）をいう。

(4) ひとり親等世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条
第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者の
ない男子で現に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地
域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の利用に係る支
給認定子どもを扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる者が属する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に
より身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受け、又は東

京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる障害児

(オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている者

ウ ア及びイに掲げる世帯のほか、区長が特に困窮していると認めた世帯第3条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満（教育認定子どもが特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合にあっては、77,101円未満）の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる者に限る。）及びひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満であって、特定被監護者等が2人以上あるものに限る。次条第3項第2号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号

イ及びロ並びに第2号イからハまでに掲げる者に限る。) 無料

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあつては、57,700円未満）の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる者に限る。）及びひとり親等世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハまでに掲げる者に限る。） 無料

第5条第2項中「前条第2項の」を「前条第2項及び第3項の」に改め、「別表第3」との次に「、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」とを加える。

別表第1の1Aの項中「という。）」の次に「並びに支給認定保護者が里親である世帯」を加え、同表の1中

A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	1,900	1,300	1,300
-------------------------------	-------	-------	-------

を

A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	950	650	650
	ひとり親等世帯以外の世帯	1,900	1,300	1,300

に、

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	2,400	2,000	2,000
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	3,100	2,700	2,600
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	6,900	5,800	5,800
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	8,600	7,500	7,400
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	9,700	9,600	9,500

を「

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,200	1,000	1,000
	ひとり親等世帯以外の世帯	2,400	2,000	2,000
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,550	1,350	1,300
	ひとり親等世帯以外の世帯	3,100	2,700	2,600
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,450	2,900	2,900
	ひとり親等世帯以外の世帯	6,900	5,800	5,800
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,300	3,750	3,700
	ひとり親等世帯以外の世帯	8,600	7,500	7,400

00円未満の世帯				
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	4,850	4,800	4,750
	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	9,700	9,600	9,500

に改め、同表の2 Aの項中「被保護世帯等」の次に「及び支給認定保護者が里親である世帯」を加え、同表の2中

A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	1,900	1,300	1,300
-------------------------------	-------	-------	-------

を

A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	950	650	650
	ひとり親等世帯以外の世帯	1,900	1,300	1,300

に、

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	2,400	2,000	2,000
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課	3,100	2,700	2,600

税額が30,000円以上45,000円未満の世帯			
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	6,800	5,800	5,800
税額が45,000円以上60,000円未満の世帯			
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	8,500	7,400	7,300
税額が60,000円以上75,000円未満の世帯			
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	9,600	9,500	9,400
税額が75,000円以上90,000円未満の世帯			

を「

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,200	1,000	1,000
	ひとり親等世帯以外の世帯	2,400	2,000	2,000
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,550	1,350	1,300
	ひとり親等世帯以外の世帯	3,100	2,700	2,600
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,400	2,900	2,900
	ひとり親等世帯以外の世帯	6,800	5,800	5,800
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,250	3,700	3,650
	ひとり親等世帯以外の世帯	8,500	7,400	7,300
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所	4,800	4,750	4,700

00円未満の世帯	得割課税額が77,101円未満のものに限る。)			
	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	9,600	9,500	9,400

に改め、同表注2中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同表中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とする。

別表第2Bの項中「含む。）」の次に「及び支給認定保護者が養育里親等である世帯」を加え、同表Cの項中「77,100円以下」を「77,101円未満」に、「15,100」を「7,550」に改め、同表Dの項中「77,100円を超え211,200円以下」を「77,101円以上211,201円未満」に改め、同表Eの項中「211,200円を超える」を「211,201円以上の」に改め、同表中注2を削り、注3を注2とし、注4を削り、注5を注3とし、注6を注4とする。

別表第3の1Bの項中「含む。）」の次に「及び支給認定保護者が養育里親等である世帯」を加え、同表の1中

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	2,900
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	4,500
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を	9,000

超える世帯	
-------	--

を

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯	1,450
	ひとり親等世帯以外の世帯	2,900
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯	2,250
	ひとり親等世帯以外の世帯	4,500
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	4,500
	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	9,000

に改め、同表の2Bの項中「含む。）」の次に「及び支給認定保護者が養育里親等である世帯」を加え、同表の2中

当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	4,100
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	6,300
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	12,500

を

当該年度分の区市町村民税のうち	ひとり親等世帯	2,050
-----------------	---------	-------

ち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	4,100
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯	3,150
	ひとり親等世帯以外の世帯	6,300
当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	6,250
	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	12,500

に改め、同表中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

別表第4の1Aの項中「被保護世帯等」の次に「及び支給認定保護者が里親である世帯」を加え、同表の1中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とする。

付 則

この条例は、平成28年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、同年4月1日から適用する。

(説明) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）の施行に伴い、低所得のひとり親等世帯に係る特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額を減額するとともに、特定被監護者等が2人

以上ある低所得世帯に係る特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額の軽減措置を講じ、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。